

印 紙 貼 付	
100万円 以下のもの	200円
100万円 を超えるもの	400円
200万円	1,000円
300万円	2,000円
500万円	10,000円
1,000万円	20,000円
5,000万円	60,000円
1 億 円	100,000円
5 億 円	200,000円
10 億 円	400,000円
50 億 円	600,000円

設計業務等委託契約書

1 委託業務名 _____

2 委託場所 _____

3 履行期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 委託金額	億	百万	千	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額				

5 契約保証金	億	百万	千	円
---------	---	----	---	---

6 代金支払方法

年 月 日

発注者 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

代表者 東大阪市上下水道事業管理者

印

受注者

(印)

上記業務について、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

總則

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書きを含む。以下同じ。)に基づき、設計図書 例側面の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する頭書き回答書を以つて、日本同様の法律を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の実施を委託するうえ、以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に渡すものとし、受注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完了させた後、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行なわなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、業務を完了するため必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得る秘密を漏洩してはならない。

6 この契約の履行に関する発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金額の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関する発注者受注者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国平成法に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第54条の規定に基づき、発注者と受注者の協議の上選任される調停者が行うものを除く。)の申立てにおいては、日本国裁判所をもって合意による調停機関を設立する。

12 受注者は遅延と共に連絡を怠っている場合は、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行なわれなければならない。

指⽰等及び協議の書面主義

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び廃止(以下「指示等」という。)は、書面によりおこなわなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急事態を得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行なうことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

業務工程表の提出

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があつた日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

契約の保証

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第五号の場合においては、履行期間を契約締結後、直ちにその保証券を発注者に寄附しなければならない。

 - 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に付ける担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前倒金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証券による保証
 - 五、この契約による債務の履行により生ずる損害をてん補する履行期間契約保証契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保証金額(第4項において「保証額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としてなければならない。

3 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による要契約の範囲の範囲に限らなければならぬ。

4 第1項の規定により、受注者又は前第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証又は契約保証金に代わる担保と供して行なつたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証額の増額を請求することができ、受注者は、保証額の額の廻済を請求することができる。

権利義務の譲渡等の禁止

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物(未完了の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は賃貸その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

著作権の譲渡等

第6条 受注者は、成果物(第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引領部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物に依り直ちに発注者に譲渡するものとし、又は譲渡せねばならない。

2 発注者は、成果物(著作物に該当するとしていかぬかむらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当するのを認め、又は承諾するときは、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしていかぬかむらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第12条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができます。

一括報酬方式の禁止

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は指折り負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は指折り負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は指折り負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は指折り負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は指折り負わせた者の商号又は名称その他の必要な事項の通知を請ねることができる。

特許権等の使用

第8条 受注者は、特許権、实用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となつてゐる履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指示した場合には、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に關して要した費用を負担しなければならない。

意匠の実施の承諾等

第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成績物によって表現される構造物若しくは成績物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

調査職員

第9条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほかに、契約書に基づく権限と権限をもつた事項のうち、発注者が必要と認めて調査職員(手帳)を、ハサウエーの上に、右の押印(捺印)を有する。

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

- 四 業務の徹底的確認、設計図書に記載内容と履行内容との照合その他の監査の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上で調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにはあってはその他の調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は指揮は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める権限の指出し、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達したものをもって発注者に到達したものとみなす。

管理者技術者

第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約書の履行に際し、業務の管理及び統轄を行なうか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受取、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解消に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規約にからむらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

監査技術者

第11条 受注者は、設計図書に定める場合には、成物の内容や技術上の照査を行う監査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監査技術者を変更したときも、同様とする。

2 監査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者と兼任することができない。

他関係者との交渉等

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は当該交渉等に關して生じた費用を負担しなければならない。

仕事の入り

第13条 受注者が調査のために第三者が所持する土地に立ち入る場合は、発注者の発行する委託業者証を携帯しなければならない。また、当該所有者等の承諾が必要なときは、発注者が承諾を得るものとする。なお、別途発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

管理技術者等に対する措置請求

第14条 発注者は、管理技術者若しくは監査技術者又は受注者の使用者若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは前記に付された者の業務の実施ににつき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要の措置をとることを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、當該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行に著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要の措置をとることを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、當該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

履行報告

第15条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

貸与品等

第16条 第1条 第6項 発注者が受注者に貸し出し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が毀損若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状へ復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務

第17条 受注者は、業務の実施に際し設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の間の内容で合致しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、當該請求に付せられなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときは、他の施工者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

条件変更等

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

2 設計図書に誤記又は脱記があること

3 設計図書の表示が不明確であること

4 履行上の希望等設計図書に示された自然的又は人为的な履行条件が実際と相違すること

5 計画図面に示されてない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行なわなければならぬ。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得難く行なうことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聽いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、調査指示を含む）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聽いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書に「原正又は変更を行なわなければならない」。

5 前項の規定により設計図書の「原正又は変更を行なわされた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

図面書等の変更

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第21条において「図面書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

業務の中止

第20条 第3条の所持する土地への立入りについて、当該土地の所有者等の許諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第30条において「天災等」という。）であって、受注者の責に帰すべき事由によらないものにより作業環境の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の中断若しくは業務委託料に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要の費用を負担しなければならない。

業務に係る受注者の提案

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を見出し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

適切な履行期間の設定

第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適切に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

受注者の請求による履行期間の延長

第23条 受注者は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間を延長又は変更を請求することができる。

発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長は発注者の責に帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行なう、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者の請求による履行期間の短縮

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

履行期間の変更方法

第25条 履行期間の変更については、発注者は受注者と協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者を定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日について、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合においては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合においては、受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

業務委託料の変更方法

第26条 業務委託料の変更については、発注者は受注者と協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者を定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日について、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者協議して定める。

臨機の措置

第27条 受注者は、灾害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、灾害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

一般的損害

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他の業務を行なうにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるとともに付された保険によりん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第三者に及ぼした損害

第29条 業務を行なうにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行ななければならぬときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるとともに付された保険によりん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等のほかその他の発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示又は貸与品等が不適当であるなどと発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行なうにつき通常におけることができない騒音、振動、地下水の漸絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるとともに付された規制によりん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行ななければならぬときは、発注者がその賠償額を負担しなければならぬ。ただし、業務を行なうにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行なうにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者は受注者協力してその処理等に当たるものとする。

不可抗力による損害

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書に基づき基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者は受注者双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出荷が遅延（以下「本条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機器器具に損害が生じたときは、受注者は、その業務の発生直後に受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに検査を行ひ、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるとともに付された保険によりん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者の損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出荷が遅延、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機器器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならぬ。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ該当各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出荷が遅延する場合

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその差額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機器器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機器器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時刻における残額に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕料の額が上記の額より高いものについては、その修繕料の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担につけては、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取扱いに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同様に適用する。

業務委託料の変更に伴う設計図書の変更

第31条 発注者は、第8条第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日について、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

検査及び引渡し

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通常を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行なわないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該結果に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修繕して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修繕の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

業務委託料の支払

第33条 受注者は、前条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならぬ。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「定期期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その翌日が定期期間の日数を超えるときは、定期期間は、連続日数が定期期間の日数を超えた日ににおいて満了したものとみなす。

引渡し前における成果物の使用

第34条 発注者は、第3条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承認を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

前金の支払

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の判断を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証書を発注者に寄附して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならぬ。

3 受注者は、業務委託料を著しく増額された場合には、その増額後の業務委託料の10の3から受領済みの前払金を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、業務委託料を著しく減額された場合には、受領済みの前払金の支払額を超過することができる。この場合においては、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還するが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、受注者と受注者との協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から20日以内に超過額が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額ごと、同項の期間を経過した日から返還をするまでの期間において、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の座利息の支払を請求することができる。

保証契約の変更

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に請求しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合には、保証契約を変更したときは、変更後の保証書を直ちに発注者に請求しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更を行なった場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

前払金の使用等

第37条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務によつて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保険料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

部分払込

第37条の2 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受ける場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相当する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払込を請求することができる。ただし、この範囲は、履行期間中10回を超えることができない。

2 受注者は、部分払込を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合は、検査・直接受ける費用は、受注者の負担とする。

5 部分払込の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知によつて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わなければならぬ場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払込額 = 第1項の業務委託料相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 業務委託料)

6 受注者は、第3項の規定による確認が認められたときは、前項の規定により算定された額の部分払込を請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならぬ。

7 前項の規定により部分払込の支払を受けた後、再度部分払込の請求をする場合には、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払込の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

部分引渡し

第38条 成果物に引渡し前、天災等（設計図書に基づき基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者は受注者双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出荷が遅延（以下「本条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は調査機器器具等に損害が生じたときは、受注者は、その業務の発生直後に受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定によつて、当該損害を受けた日から14日以内に引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号等に「指定部分に相応する業務委託料」と及び第二号等に「引渡部分に相応する業務委託料」とあるは「指定部分に係る業務委託料」であり、第三号等に「業務委託料」とあるは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の重複を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」とあるは「引渡部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号等に「指定部分に相応する業務委託料」とあるは「指定部分に係る業務委託料」と、第一号等に「引渡部分に相応する業務委託料」とあるは「引渡部分に係る業務委託料」とあるは「引渡部分に係る業務委託料」として同様に算定する。この場合において、第一号等に「指定部分に相応する業務委託料」とあるは「引渡部分に相応する業務委託料」とあるは「引渡部分に相応する業務委託料」として同様に算定する。この場合において、第一号等に「引渡部分に相応する業務委託料」とあるは「引渡部分に相応する業務委託料」として同様に算定する。

1 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料 × (1 - 前払金額 / 業務委託料)

2 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料 × (1 - 前払金額 / 業務委託料)

3 第3項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

1 年 度 円

年 度 円

年 度 円

2 支払限度額に応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年 度 円

年 度 円

年 度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

債務負担行為に係る前払金の特則

第38条の2 債務負担行為に係る契約における前払金において、各会計年度における業務委託料の支払い額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年 度 円

年 度 円

年 度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。この場合においては、前項の規定による確認が認められたときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならぬ。

2 前項の場合は、契約会計年度において前払金を支払わなければならぬと認められるときは、契約会計年度において前払金を支払わなければならぬと認められる。この場合においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払込の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合は、契約会計年度において前払金を支払わなければならぬと認められるときは、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証額を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

4 債務負担行為に係る契約の部の特則

第38条の3 債務負担行為に係る契約会計年度において前払金を支払わなければならぬと認められるときは、契約会計年度において前払金を支払わなければならぬと認められる。この場合においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払込の支払いを請求することができない。

2 この契約において、前払金の支払いを受ける場合の部分払込の額については、第37条の2第6項及び第7項の規定にかかるままで、次の式により算定する。

部分払込の額 = 業務委託料相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の前払金額) / (業務委託料相当額 - (前会計年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)) × 当該会計年度の履行高予定額 / 当該会計年度の履行高予定額

3 各会計年度において、部分払込を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度 回

年 度 回

年 度 回

前払金等の不払に対する業務中止

第39条 受注者は、発注者が第35条又は第38条第1項若しくは第2項において準用される第33条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者が損害を受けたときは必要な費用を負担しなければならぬ。

らない。

契約の不適合責任

- 第40条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものの（以下「契約の不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修復又は代替物の交換による履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者の債務の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の瑕疵又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を超過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合以外、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

発注者の任意解消権

- 第41条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第43条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 発注者の催告による解除権
- 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第5条第1項の規定に違反して業務委託契約を譲渡したとき。
 - 二 この契約の成果物を容認せることができないことが明らかであるとき。
 - 三 受注者がこの契約の成約物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不可能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を目的を達することができないとき。
 - 五 契約の成約物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を超過したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行が見込みがないことを明らかなとき。
 - 七 暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をい。以下この条において同じ。）を経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料の権利を譲渡したとき。
 - 八 第45条又は第46条の規定によらないこの契約の順序を示したとき。
 - 九 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその他の経営に實質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常設拠点・サルネット業務等の契約を締結する事務所の代表者の他経営に實質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員であるとき又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用などしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と組合してこれを犯す不正行為を行っていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と組合してこれを犯す不正行為を行っていると認められるとき。

発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

- 第44条 第42条各号又は前条各号による場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- 受注者の催告による解除権
- 第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がほしいときは、この契約を解除することができます。ただし、その期間を超過した際における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 受注者の催告による解除権
- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による業務のうち期間が最短期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が消滅されないとき。

受注者が自己の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

- 第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者が自己の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

解除の効果

- 第48条 この契約が消滅された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務が消滅する。ただし、第38条に規定する部品引渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第38条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当刻引渡し分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当刻引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わった場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

解消に伴う措置

- 第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があつたときは、受注者は、第42条、第43条又は第50条第3項の規定による解消にあつては、当該前払金の額（第38条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しによって算出した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金が余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条又は第50条第3項の規定による解消にあつては、当該余剰の前払金の支払の日から返却の日までの日数に応じて当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解消にあつては、当該前払金の額を受注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しを行おる場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による解消にあつたときは、発注者は、当該前払金の額（第38条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しによって算出した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金が余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条又は第50条第3項の規定による解消にあつては、当該余剰の前払金の支払の日から返却の日までの日数に応じて当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解消にあつては、当該前払金の額を受注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸貸与品等があるときは、当該貸貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸貸与品等の受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を認め、若しくは原状に復して返還し、又は返却に付してその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が何等か管理する業務の出来形部分（第38条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）を調査機器、仮設物その他の物（第7条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委託され、又は前記負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去とともに、作業現場を修復し、

取り片付けて、発注者に明け渡さなければならぬ。

5 前項に規定する既履行又は修復若しくは取扱付けに要する費用（以下本項及び次項において「既去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めることにより発注者又は受注者が負担する。

- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等
- 二 契約の解除が第42条、第43条又は第50条第3項によるときは受注者が負担し、第41条、第45条又は第46条によるときは受注者が負担する。
- 三 調査機器、仮設物その他の物に関する撤去費用等
- 四 受注者が負担する。

6 第4項の場合において、受注者に正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せし、又は作業現場の修復若しくは取扱付けを行わなければ、受注者は、受注者に代わって当該物件を处分又は作業現場の修復若しくは取扱付けを行ふことができる。この場合においては、受注者は、発注者の处分又は修復若しくは取扱付けによって異議申し出ることができる、また、発注者の支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第3項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等につき、契約の解消が第42条、第43条又は第50条第3項によるときは受注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者の意見を聽いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、受注者が受注者の意見を聽いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が消滅された場合は、解消に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従つて協議して決める。

発注者の損害賠償請求等

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成約物に契約不適合があるとき。
- 三 第42条又は第43条の規定により成約物の引渡し後にこの契約が消滅されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つて履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 五 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 六 第42条又は第43条の規定により成約物の引渡し前にこの契約が消滅されたとき。
- 七 成約物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者が自己の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。
- 八 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生管財人等。

4 第1項号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者が自己の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額とし、通常日数に応じて、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額とする。

6 第2項の場合（第43条第七号及び第九号の規定により、この契約が消滅された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の支拂又はこれに代わる担保の提供を行つておるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の罰則金に充当することができる。

受注者の損害賠償請求等

第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第45条又は第46条の規定によりこの契約が消滅されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つて履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 三 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払ひが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、通常日数に応じて、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払ひを発注者に請求することができる。

契約不適合責任期間

第52条 発注者は、引き渡された成果物に關し、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の消滅（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者は、第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の契約不適合に係り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅原因の範囲で、当該原因等以外に要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は過失重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に關する受注者の責任については、民法で定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成約物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかゝらず、その旨を直ちに受注者に通知しない場合は、当該契約不適合に關する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知つていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成約物の契約不適合に關する記載内容、発注者の指示又は貸貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその届出内容、指示又は貸貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

保険

第53条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他保険を付したとき又は任意に保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるべきものを直ちに発注者に提示しなければならない。

紛争の解決

第54条 この契約の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が成立せなかつたときは、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他の契約に關して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあつせん又は調停例によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用について、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものと除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者又は監督技術者の業務の実施に關する紛争及び調停員の職務の執行に關する紛争、受注者の使用者又は受注者から業務を委託された者による紛争については、第14条第2項の規定により受注者が決定を行つた後又は発注者若しくは受注者が決定を行つた後又は発注者若しくは受注者は、第1項のあつせん又は調停の手続を請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受注者又は受注者の必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続又は手続であつても同項の発注者と受注者のとの間の紛争について民事審判法（昭和23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行ふことができる。

契約の事項

第55条 この契約書に定めない事項について、必要に応じて発注者受注者協議して定める。